

道路協力団体募集要項

参照条文

1 道路協力団体制度の概要、3 業務内容、業務を行う道路の区間及び指定する期間

○道路法（昭和27年法律第180号）

（道路協力団体に対する道路管理者の承認等の特例）

第四十八条の六十四 道路協力団体が第四十八条の六十一各号に掲げる業務として行う国土交通省令で定める行為についての第二十四条本文並びに第三十二条第一項及び第三項の規定の適用については、道路協力団体と道路管理者との協議が成立することをもって、これらの規定による承認又は許可があったものとみなす。

3 業務内容、業務を行う道路の区間及び指定する期間

○道路法施行令（昭和27年政令第479号）

（脱炭素化施設等）

第十六条の二 法第三十三条第二項第三号の政令で定める工作物、物件又は施設は次の各号に掲げるものとし、同項第三号の政令で定める場所はそれぞれ当該各号に定める場所とする。

- 一 太陽光発電設備又は風力発電設備で道路の脱炭素化の効果的な推進のため必要であると認められるものとして国土交通省令で定めるもの 地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面並びに側溝上の部分の地上を除く。次号において同じ。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下
- 二 自動車に動力源としての電気を供給するための工作物又は施設 地上、地下、トンネルの上又は高架の道路の路面下
- 三 自動車に燃料としての水素を供給するための施設 特定連結路附属地又は道路の附属物である自動車駐車場若しくは特定車両停留施設の地上
- 四 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路に設ける第十一条の十第一項に規定する自転車駐車器具で自転車を賃貸する事業の用に供するもの又は第十一条の十一第一項に規定する原動機付自転車等駐車器具で専ら電気を動力源とする原動機付自転車を賃貸する事業の用に供するもの 地上（車道、自転車道及び路肩の部分、法面、側溝上の部分並びに分離帯、ロータリーその他これらに類する道路の部分の地上を除く。）、トンネルの上又は高架の道路の路面下

○道路法（昭和27年法律第180号）

（道路脱炭素化推進計画）

第四十八条の六十七 道路管理者は、道路脱炭素化基本方針に即して、その管理する道路に係る道路の脱炭素化の推進に関する計画（以下この条において「道路脱炭素化推進計画」という。）を定めることができる。

2 道路脱炭素化推進計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一 道路の脱炭素化の目標

二 前号の目標を達成するために行う道路の脱炭素化の推進を図るための施策に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、道路脱炭素化推進計画の実施に関し必要な事項

3 道路管理者は、前項第二号に掲げる事項に、道路協力団体による脱炭素化施設等の設置又は管理その他の道路の脱炭素化の推進を図るために道路協力団体の協力が必要な事項を定めようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該道路協力団体の同意を得なければならない。

4 道路管理者は、道路脱炭素化推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、国土交通大臣である道路管理者にあってはこれを公表するものとし、国土交通大臣以外の道路管理者にあってはこれを公表するよう努めるとともに国土交通大臣に報告しなければならない。

4 申請資格

○道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）

（道路協力団体として指定することができる法人に準ずる団体）

第四条の二十五 法第四十八条の六十第一項の国土交通省令で定める団体は、法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとする。

9 審査

○道路法（昭和27年法律第180号）

（道路協力団体の業務）

第四十八条の六十一 道路協力団体は、当該道路協力団体を指定した道路管理者が管理する道路について、次に掲げる業務を行うものとする。

一 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保若しくは道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件若しくは施設であつて国土交通省令で定めるもの又は脱炭素化施設等の設置又は管理を行うこと。

三 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 道路の管理に関する調査研究を行うこと。

五 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

11 指定後の留意事項

○道路法（昭和27年法律第180号）

（協議会）

第二十八条の二 交通上密接な関連を有する道路（以下この項において「密接関連道路」という。）の管理を行う二以上の道路管理者は、踏切道密接関連道路（踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項に規定する踏切道密接関連道路をいう。）その他の密接関連道路の管理を効果的に行うために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、必要があると認めるときは、次に掲げる者をその構成員として加えることができる。

一 関係地方公共団体

二 道路の構造の保全又は安全かつ円滑な交通の確保に資する措置を講ずることができる者

三 その他協議会が必要と認める者

3 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

○踏切道改良促進法（昭和36年法律第195号）

（地方踏切道改良協議会）

第十六条 鉄道事業者及び道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。以下この条において同じ。）は、地方踏切道改良計画の作成及び実施、災害が発生した場合における踏切道の適確な管理その他の踏切道の改良の促進に関し必要な事項について協議を行うため、地方踏切道改良協議会（以下この条において「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 当該鉄道事業者及び道路管理者

二 踏切道の所在地をその区域に含む都道府県の知事

三 踏切道の所在地を管轄する地方整備局長又は北海道開発局長

四 踏切道の所在地を管轄する地方運輸局長

- 3 第一項の規定により協議会を組織する鉄道事業者及び道路管理者は、必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者のほか、協議会に、次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 関係市町村長
 - 二 踏切道密接関連道路の道路管理者
 - 三 道路協力団体
 - 四 その他当該鉄道事業者及び道路管理者が必要と認める者
- 4 第三条第三項若しくは第五項又は第十三条第二項の規定による申出をしようとする都道府県知事又は市町村長は、当該申出に係る踏切道について第一項の規定による協議会が組織されていない場合にあつては、当該踏切道に係る鉄道事業者及び道路管理者に対して、同項の規定による協議会を組織するよう要請することができる。
- 5 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。